

議案第90号

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月2日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の沼田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。